



9

本邦外出身者に対する不当な差別的言動

街頭デモやインターネット上でのヘイトスピーチが後を絶たず、依然として問題となっています。この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

2000年代後半以降、特定の民族や地域的出身など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなど社会問題化するようになりました。

こうした状況の中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、政府はヘイトスピーチの解消に向けた様々な取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに関するアニメーション動画を活用したデジタル教材の制作・公開やポスター・リーフレットの配布、インターネットバナー広告の実施、スポーツイベントとの連携など、ヘイトスピーチがあってはならないということへの理解を促進するための各種人権啓発活動に取り組んでいます。

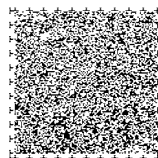
さらに、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介するほか、SNSにおいて定期的にコラムを配信するなどの情報発信等を実施しています。

また、全国の法務局・地方法務局等において人権相談を受け付けており、ヘイトスピーチに関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

■ヘイトスピーチに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ヘイトスピーチに関する人権侵犯※	—	—	—	—	54

※令和7年から集計を開始。





啓発冊子(マンガ)
「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」



啓発ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」



デジタル教材
「なくそう! ヘイトスピーチ」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、許さない。
(インターネット編)」

